

厚生労働行政推進調査事業費補助金(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)
 遺体における新型コロナウイルスの感染性に関する評価研究
 分担研究年度終了報告書

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
 検視・検案に関する課題

研究代表者	斉藤久子	千葉大学大学院医学研究院法医学教室
研究協力者	中久木康一	千葉大学大学院医学研究院法医学教室
研究分担者	矢島大介	国際医療福祉大学医学部法医学
研究協力者	本村あゆみ	国際医療福祉大学医学部法医学
研究分担者	猪口 剛	千葉大学大学院医学研究院附属法医学教育研究センター
研究協力者	石原憲治	千葉大学大学院医学研究院法医学教室
研究協力者	岩瀬博太郎	千葉大学大学院医学研究院法医学教室

研究要旨

本研究班においては、遺体に触れる機会として主に解剖時を想定し、その工程における感染防護体制を構築することを目的として、多面的な検討を行った。一方で、解剖関係者が遺体に触れるに至る前に、検視・検案の関係者が遺体に触れており、感染性に暴露されている可能性も否めず、特に感染症のパンデミック時の検視・検案において、留意すべき課題を抽出した。

A.研究目的

本研究班においては、遺体に触れる機会として主に解剖時を想定し、その工程における感染防護体制を構築することを目的として、多面的な検討を行った。

また、解剖時以外にも、警察関係者等は遺体や遺族とも接触するため、(葬儀業者においても対応がまちまちであり、)感染防御の意識づけが重要である。

解剖時の関係者のみならず、遺体に関わる全ての関係者において、標準予防策としての対応が求められるが、そのレベルや具体的な手技についてまとめられたものはまだなく、解剖以外の検視・検案における感染防御についても、関係者全員で検討していく必要がある。

そこでまず、検視・検案の課題を抽出することを目的とし、研究班関係者を対象として、新型コロナウイルス感染症陽性遺体の解剖の経験とともに、広く意見を聞き、抽出されてきた課題を項目ごとにまとめることとした。

B.研究方法

1. 対象と方法

本研究班の共同研究者およびその施設内の研究者などの関係者に対し、メール連絡にて意見をいただいたうえで、班会議で検討し、項目ごとにまとめた。

2. 意見収集期間

令和3年8月30日から9月6日

3. 検討

令和3年9月6日の班会議にて方針を定め、たうえで更に意見を収集し、項目ごとにまとめ、令和4年2月9日の班会議前に提示したうえで班員より承認を得た。

(倫理面への配慮)

本研究については、関係者内部での意見収集として行っており、個人情報には含まず侵襲を伴わないものであり、十分な倫理的配慮のもとで施行した。

C.研究結果

25名より意見をいただいた。その時点での新型コロナウイルス感染症陽性遺体の解剖の経験は、

有り 10 名(執刀 4 名, 検体採取 5 名, 情報確認 1 名), 無し 15 名であった。

内容は、「新型コロナウイルス感染症により亡くなった方及びその疑いがある方の検視・検案に関する課題」(2022 年 2 月 2 日版)としてまとめたので、次項に掲載する。

D. 考察

新型コロナウイルス感染症による感染性を持つ可能性がある遺体に対する検視・検案には、多くの関係者が関わるが、病院/医療関係者よりも、医学的知識を身につけていない場合には、遺族・警察関係者・葬儀関係者への、暴露リスクが高いと考えられた。

特に在宅死においては、死亡時には感染性の有無は明らかではない場合もあり、早期に関わる関係者全員がユニバーサルプレコーション(すべての患者体液・排泄物を感染の可能性があるものとして扱う)の考え方による感染防御を実施することが重要である。また、遺族は既に濃厚感染しており、感染している可能性も考えられる。

しかし、葬儀関係者においては、それぞれが対策を講じていることが多いものの、十分ではなかったり、徹底されていなかったりすることもある。警察関係者においては、全ての関係者が常に遺体を扱う業務であるとは限らないためか、感染防御に対する知識や対策が十分ではないことも考えられる。

関係者における感染防御体制を実施するとともに、遺族の心情へも配慮した、遺体保全処置(エンバーミング)を用いた遺体からの感染性の制御も考慮される。

これらより、遺体を取扱う“すべての人”において、平常時からの標準予防策、および、感染遺体を取扱う場合の訓練などの感染防御の基本事項が実施されることが望まれる。

E. 結論

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の検視・検案においては、医学的知識を備えていない関係者への感染リスクが課題として挙げられ、遺族の心情への配慮やグリーンケアの観点も含めて検討された。遺体を取扱う“すべての人”が活用できる指針や研修の必要性が指摘された。

謝辞

本研究計画にあたって、ご助言及びご協力いただいた法医学、病理学、放射線学、臨床検査学及び遺伝学関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 岩瀬博太郎(編), 石原憲治, 猪口剛, 浦邊朱鞠 齋藤直樹, 千葉文子, 恒矢重毅, 鳥光優, 星岡佑美, 槇野陽介, 本村あゆみ, 矢島大介, 山口るつ子, 吉田真衣子. 事例で分かる死亡診断書・死体検案書記載の手引き. 東京: 医歯薬出版; 2020.

F. 健康危険情報

総括研究報告書参照。

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の検視・検案に関する課題

2022年2月2日版

解剖に関わる関係者が、適切な感染防御のもとに作業できるための検討が行われているが、同時に、解剖前の遺体や、解剖後の遺体に接する可能性のある関係者における、適切な感染防御もできている必要がある。

特に、家族などの感染防御に精通していない方々が接する葬儀などにおいて、適切に対応ができるための、統一した指針や方策が提示される必要がある。

検視・検案における感染防御に関する指針・方策の必要性

- ・ 日本法医学病理学会は、新型コロナウイルスの検視スタッフや遺族への感染を防ぐため、感染が疑われる遺体のPCR検査を求めている。
- ・ 検視・検案前には、新型コロナウイルス検査は陰性だった遺体で、検視・検案、もしくは解剖後に陽性が判明して実は偽陰性であったという事例も考えると、感染症に対する検視・検案に関する標準防護策の指針が必要と考えられる。
- ・ 特にパンデミック状態の時には、ウイルス・細菌感染症ではない疾患でお亡くなりになった遺体においても、偶発的に感染性を有する感染症に罹患していることも十分に考慮する必要がある。

遺体を取り扱う“すべての人”が共有できる指針や訓練が必要

- ・ 医療従事者に限らず、遺体を取扱う“すべての人”において、平常時からの標準予防策、および、感染遺体を取扱う場合の訓練などの感染防御の基本事項が徹底されている必要がある。ここをおろそかにすると、感染性のある遺体を扱うことで、関係機関内外、地域、社会に感染を拡大させてしまう可能性がある。
- ・ 警察関係者においては、サージカルマスクと目の防護をして、濃厚接触とならないように配慮して対応している場合が多いが、引き続きの注意を促す必要がある。警察関係者は医療関係者以外で検体採取など感染リスクのある処置を行うことが最も多いと考えられ警察関係者における検視・検案に関する感染防御ガイドライン等を医学的見地から確認することも必要と考えられる。
- ・ 葬儀業者等においては、それぞれの対応がなされているようだが、統一されていない。感染防御の知識は一般市民と同等のことも多く、葬儀業者等にも理解され、実行し徹底することが可能な方策を提示する必要がある。
- ・ 遺体に携わる方々の多くは繋がっており、一部の職種における感染防御のみならず、全体の流れの中で必要な感染防御を検討していくべきである。

遺体からの感染経路

- ・ 遺体は呼吸をしないため飛沫感染の可能性は考慮する必要はないとされており、主に接触感染に留意する必要がある。
- ・ 一方で、遺体を直接的に扱う際には、腔部への封鎖処置の重要性が示唆される知見が出されてきている。

検視より前の段階での懸念事項

- ・ 警察官がご遺族等から遺体の状況を聴取する時など、遺族との接触により警察官への感染もありえることを留意する必要がある。特に同居家族においては、感染者と濃厚接触していることが考えられ、既に感染している可能性もある。ご遺族などから聴取した警察官が感染し、遺体とともにウイルスを検視・検案の場に持ち込む可能性も考慮しなければいけない。

検視・検案における懸念事項

- ・ 検視・検案のみでは、遺体から飛沫などが発生することは基本的には無いと考えられている。
- ・ 一方で、検視・検案においては、鼻咽頭ぬぐいや血液採取、髄液穿刺なども実施されるため、接触感染に対する標準予防策以上の感染防御策を検討する必要がある。

ご遺族への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症においては、感染対策を行う上での優先順位を明確にしつつも、感染者やその家族等への差別・中傷が生じ重篤な心理社会影響を来している可能性がある。周囲へも差別の恐れから感染について明らかにできない事情を抱えた方々がおられる可能性、さらに予期せぬ急激な経過・死亡と同時に家族等が望む最後の対面等もかなわない等、ご遺族等が精神的に極めて過酷な状況におかれている可能性を個別想像・想定しつつ、ご遺族等への配慮を検討する必要があることも、統一した指針や方策にあわせて記載することが望ましい。
- ・ ご遺族等の宗教や葬儀に応じ、なるべく遺族の望む形での配慮された対応を求めている国も多く、日本においても配慮が求められる場合も出て来ると考えられる。
- ・ エンバーミング前後の感染性も検討し、新型コロナウイルス陽性の方が亡くなられた場合、すぐに火葬するのではなく、エンバーミングを施し感染リスクを低減させたいうえで、対面での葬儀ができるようにすることも検討される。
- ・ ご遺族はもちろん、遺体に携わる方々のグリーフケアも考慮する必要がある。

その他

- ・ 対応を確認できる確認チェックリストやフローチャートなどを作成し、理解されやすくする必要がある。
- ・ 入手可能な PPE (個人用防護具) の入手が困難となり代替案すら対応できない場合における、必要性の優先順位を提示することも検討する。